

しづいて



令和5年度冬季号

自転車はルールを守って安全運転を

自転車は、道路交通法では「軽車両」として車のなかに分類されています。

自転車で道路を走るときは、運転者としての責任を自覚し、交通ルールを守って安全運転を心がけましょう。

自転車安全利用五則

令和4年11月1日、自転車に乗るときに守るべき交通ルールのうち、特に重要な事項を取りまとめた「自転車安全利用五則」が中央交通安全対策会議により策定されました。

①車道が原則、左側を通行

歩道は例外、歩行者を優先

車道と歩道の区別があるところは車道通行が原則で、道路の左側に寄って通行しなければなりません。道路標識などにより歩道を通行できる場合は、車道寄りより歩道を通行できる場合は、車道寄りを徐行し、歩行者の通行を妨げるときは一時停止しなければなりません。

発行 度会町青少年育成町民会議
指導員部会事務局
度会町教育委員会事務局
062-2422



②交差点では信号と

一時停止を守って、安全確認

信号機のある交差点では、信号が青になってから、安全を確認して横断しましょう。一時停止のある交差点では、必ず一時停止をし、安全を確認して横断しましょう。

③夜間はライトを点灯

夜間はライトを点けなければなりません。自転車に乗る前にライトが点くか点検しましょう。

④飲酒運転は禁止

お酒を飲んだときの運転は非常に危険です。お酒を飲んだときに自転車に乗ることはもちろん、酒気を帯びている人に自転車を提供することも禁止されています。

⑤ヘルメットを着用

令和5年4月1日から自転車を利用するすべての人の乗車用ヘルメットの着用が義務化（努力義務）されました。自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットを着用しましょう。

幼児・児童を保護する責任のある人は、幼児を幼児用座席に乗せるときや幼児・児童が自転車を運転するときは、幼児・児童に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。

安全性の高いヘルメットの選び方

ヘルメット着用による被害軽減効果を十分に受けるためには、安全性が確認されたヘルメットを正しく着用することが大切です。購入時は安全性を示すマークのついたものを選び、販売店に正しい着用方法を必ず確認するようにしましょう。



SGマーク
(一般財団法人
製品安全協会)



JISマーク
(経済産業省)

公認証紙見本



実寸は直径18mm

推奨証紙見本



実寸は直径18mm

JCF公認マーク JCF推奨マーク
(公益財団法人日本自転車競技連盟)

必ず確認しよう！右！左！右！

度会町では「度会町通学路交通安全プログラム」を策定し、横断歩道の整備や防護柵の増設などにより通学路の安全対策に努めています。しかし、安全確認を怠ると、その効果は十分発揮されません。横断歩道で車が停止しても、追い越しをする車や、反対車線の車が来ているかもしれないません。安全に横断するため、横断歩道を渡る時は、次のことを心掛けます。

- ①車の停止と左右の確認をして横断する。
- ②運転者に手を上げる・顔や体を向けるなどの合図をして、横断する意思表示をする。

止まってくれた！
急いで渡ろう！

反対側を確認して
いなかった！！

片方の車が止まってくれていても、
急いで渡らず、必ず左右の安全を
確認しましょう！！

とまれ



必ず止まって
左右の確認を
しよう！



三重県警
ホームページ
「交通安全教育動画」

車を運転する皆さんへ

横断歩道手前の

一時停止は義務です

一般社団法人日本自動車連盟(JAF)が実施する「信号機のない横断歩道での歩行者横断時における車の一時停止状況全国調査」によると、三重県の令和5年度停止率は、全国ワースト1位だった令和元年度の54%から、53%と大きく向上しています。が、停止しない車も半数近く見られます。

信号機のない横断歩道に歩行者がいるときに一時停止することは、マナーではなく義務です。違反者には違反点や反則金が科せられます。必ず一時停止しましょう。

地域で見守る子どもの安全 「子ども安全パトロール員」



子どもたちが安心して学校に通えるよう、登下校の時間帯に、あいさつや声掛けなどの活動をボランティアで行っていただいている「子ども安全パトロール員」をご存じでしょうか。

これらの活動は、子どもたちの安全確保や、不審者の犯罪行動抑止に大きく貢献しています。

度会町教育委員会では、新たなパトロール員を随時募集しています。関心のある方は、教育委員会事務局までご連絡お願いします。

活動内容

- ・横断歩道などでの見守り
- ・通学時の不審者などの見守り
- ・学校周辺、通学路のパトロール

子ども安全パトロール員応募・問合せ先
度会町教育委員会事務局

☎ 62-2422